

京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請に関する審議（１０回目）

１．日 時

令和７年３月４日（火） １０：３０～１０：５５

２．場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

３．出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、廣井、藤間

４．議事概要

- 事案処理職員から２月２５日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、京阪電気鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請について、認可することは適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。